

6月21日、決定されました、

**「基本方針2005」の三位一体の改革に対し、
指定都市市長会は次のとおり、
会長（松原名古屋市長）談話を発表しました。**

「基本方針2005」の三位一体の改革について(会長談話)

今回決定された「基本方針2005」では、三位一体の改革に関する取組みが示されたが、平成18年度までの三位一体の改革を確実に実現するという国の方針が明示されたものと評価したい。

「国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。」と示されているが、今後とも地方の意見を聞きながら改革を進めていただきたい。

税源移譲については、従来からの表現ではあるが、「概ね3兆円規模を目指す。」ことが確認された。税源移譲は三位一体の改革の根幹であるため、確実に実施していただきたい。

国庫補助負担金改革については、指定都市としても残り6千億円の税源移譲に結びつく改革案を取りまとめる必要があると考えている。

地方交付税については、平成18年度においても「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。」方針が、昨年11月の全体像に引き続き確認されたが、必ず実施していただきたい。

「平成18年度までの成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進する」という表現で、平成19年度以降も改革を継続する方針が示されたことは、指定都市をはじめとした地方の意見が反映されたものと評価できる。ただし、具体的な第2期改革の工程について明らかにされていないのは、残念である。

地方分権を進めるため、地方を信頼して、思い切って権限と財源を地方に渡していただきたい。

今後、平成18年度の国庫補助負担金改革の具体案や、生活保護費負担金、義務教育費国庫負担金の取扱いなどの議論がヤマ場を迎えるが、先送りされた6千億円の税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革の具体案について、指定都市として改革案を提出するとともに、第2期改革の必要性などをさまざまな機会をとらえて訴え、引き続き真の三位一体の改革の実現に向け努力してまいりたい。

平成17年6月21日

指定都市市長会

会長 松原 武久